

令和6年第1回市議会定例会議案

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 1 号	足利市手数料条例の改正について	5
議案第 2 号	令和5年度足利市一般会計補正予算（第9号）について	10
議案第 3 号	工事請負契約の変更について	13
議案第 4 号	足利市事務分掌条例等の改正について	14
議案第 5 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正について	17
議案第 6 号	足利市職員の育児休業等に関する条例及び足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について	19
議案第 7 号	足利市手数料条例の改正について	22
議案第 8 号	令和5年度足利市一般会計補正予算（第10号）について	25
議案第 9 号	足利市公平委員会設置条例の改正について	29
議案第10号	足利市固定資産評価審査委員会条例の改正について	31
議案第11号	足利市介護保険条例の改正について	33
議案第12号	足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正について	36
議案第13号	足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正について	50

議案第14号	足利市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正について	56
議案第15号	足利市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の改正について	62
議案第16号	足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について	67
議案第17号	足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について	69
議案第18号	足利市印鑑条例の改正について	71
議案第19号	足利市国民健康保険条例の改正について	73
議案第20号	令和5年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について	75
議案第21号	足利市上下水道事業審議会条例の制定について	77
議案第22号	足利市水道事業給水条例の改正について	81
議案第23号	足利市金券基金条例の廃止について	83
議案第24号	令和5年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）について	85
議案第25号	市道路線の認定、廃止及び変更について	87
議案第26号	令和6年度足利市一般会計予算について	90
議案第27号	令和6年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について	99
議案第28号	令和6年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について	103

議案第 29 号	令和 6 年度足利市後期高齢者医療特別会計予算について	107
議案第 30 号	令和 6 年度足利市太陽光発電事業特別会計予算について	110
議案第 31 号	令和 6 年度足利市あがた駅北産業団地開発事業特別会計予算について	113
議案第 32 号	令和 6 年度足利市水道事業会計予算について	116
議案第 33 号	令和 6 年度足利市工業用水道事業会計予算について	121
議案第 34 号	令和 6 年度足利市下水道事業会計予算について	125
報告第 1 号	市長専決処分事項報告について	129
報告第 2 号	令和 6 年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について	131
報告第 3 号	令和 6 年度公益財団法人足利しみどりと文化・スポーツ財団の経営状況を説明する書類について	132
報告第 4 号	令和 6 年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する書類について	133
報告第 5 号	令和 6 年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営状況を説明する書類について	134

足利市手数料条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

足利市手数料条例の一部を改正する条例

足利市手数料条例（平成12年足利市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 450円
除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付	1通につき 750円
戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 450円
届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円）
戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	書類1件につき 350円

を

」

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円
--	------------

<p>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで、第120条第1項、第120条の2第1項又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項1件につき 350円</p>
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定に基づき、同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下「電子情報処理組織による申請等」という。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織による申請等により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付</p>	<p>1通につき 750円</p>

に

<p>又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	
<p>戸籍法第 12 条の 2 において準用する同法第 10 条第 1 項若しくは第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項までの規定、第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項又は同法第 126 条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>証明事項 1 件につき 450 円</p>
<p>戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織による申請等により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円</p>
<p>戸籍法第 48 条第 1 項（同法第 117 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第 48 条第 2 項（同法</p>	<p>1 通につき 350 円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400 円）</p>

<p>第 117 条において準用する場合を含む。)若しくは第 126 条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	
<p>戸籍法第 48 条第 2 項 (同法第 117 条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第 120 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</p>	<p>書類又は届書等情報の内容を表示したもの 1 件につき 350 円</p>

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和5年度足利市一般会計補正予算（第9号）について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和5年度足利市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度足利市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,324,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		10,895,676	1,296,295	12,191,971
	10 国庫負担金	6,974,419	45,330	7,019,749
	15 国庫補助金	3,880,119	1,250,965	5,131,084
75 繰越金		899,920	23,705	923,625
	10 繰越金	899,920	23,705	923,625
歳入合計		59,004,000	1,320,000	60,324,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		4,736,847	245,000	4,981,847
	10 総務管理費	3,481,720	245,000	3,726,720
20 民生費		24,260,805	987,956	25,248,761
	10 社会福祉費	7,815,988	987,956	8,803,944

25 衛生費		5,812,724	65,330	5,878,054
	10 保健衛生費	3,169,432	65,330	3,234,762
55 教育費		5,265,649	21,714	5,287,363
	30 保健体育費	1,336,184	21,714	1,357,898
歳出合計		59,004,000	1,320,000	60,324,000

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

追加

款	項	事業名	金額
15 総務費	10 総務管理費	水道事業会計補助金	245,000
20 民生費	10 社会福祉費	低所得者支援・定額減税調整給付金	987,956

工事請負契約の変更について

次のとおり（仮称）足利市新斎場火葬炉設備設置工事の工事請負契約の変更契約を締結する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

記

請負契約金額 376,497,000円

足利市事務分掌条例等の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早 川 尚 秀

足利市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(足利市事務分掌条例の一部改正)

第1条 足利市事務分掌条例（平成4年足利市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表総合政策部の項第8号中「大型公共施設」を「公共施設マネジメント及び大型公共施設」に改め、同表行政経営部の項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、同表健康福祉部の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、同項第5号中「家庭福祉」を「子育て支援」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保健衛生に関すること。

第1条の表生活環境部の項第5号中「市民相談」の次に「並びに共生社会」を加え、同表都市建設部の項第1号中「都市計画」の次に「、交通企画」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 建築、住宅及び建築指導に関すること。

第1条の表都市建設部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削る。

(足利市地域公共交通会議条例の一部改正)

第2条 足利市地域公共交通会議条例（平成30年足利市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総合政策部総合政策課」を「都市建設部都市政策課」に改める。

(足利市人権推進審議会条例の一部改正)

第3条 足利市人権推進審議会条例（平成14年足利市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「行政経営部人権・男女共同参画課」を「生活環境部市民生活課」に改める。

(足利市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正)

第4条 足利市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和3年足利市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第35条中「行政経営部人権・男女共同参画課」を「生活環境部市民生活課」に改める。

（足利市建築審査会条例の一部改正）

第5条 足利市建築審査会条例（昭和56年足利市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都市建設部建築指導課」を「都市建設部建築・住宅政策課」に改める。

（足利市空家等対策協議会条例の一部改正）

第6条 足利市空家等対策協議会条例（平成31年足利市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都市建設部建築指導課」を「都市建設部建築・住宅政策課」に改める。

（足利市立教育研究所設置条例の一部改正）

第7条 足利市立教育研究所設置条例（昭和31年足利市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「前条」を「、前条」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 教育のデジタル・トランスフォーメーションに関する事業

第5条中「外」を「ほか」に、「教育委員会規則」を「、教育委員会規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早 川 尚 秀

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年足利市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中「期間内」を「期間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの項の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年度の6月から10月までの期間）内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

足利市職員の育児休業等に関する条例及び足利市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

足利市職員の育児休業等に関する条例及び足利市会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(足利市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 足利市職員の育児休業等に関する条例（平成4年足利市条例第2号）の
一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の
2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え
る。

第19条の表中第4条第10項の項及び第13条第4項の項を削り、同表第
13条第5項の項中「育児休業条例」を「足利市職員の育児休業等に関する条
例（平成4年足利市条例第2号）」に改める。

第22条の表中第13条第4項の項を削り、同表第13条第5項の項中「育
児休業条例」を「足利市職員の育児休業等に関する条例（平成4年足利市条例
第2号）」に改め、同表第17条の5の項中

「

定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	を
---------------	------------	---

」

「

第4条第3項から第9項まで、第8条	第8条	に
定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	

」

改める。

(足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 足利市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足
利市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第23条第1項中「この条」の次に「及び次条」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第17条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日の前日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

足利市手数料条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早 川 尚 秀

足利市手数料条例の一部を改正する条例

足利市手数料条例（平成12年足利市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4法第11条第1項前段の規定による設置の許可の項中

「

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1,180,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1,410,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1,590,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	1,950,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	2,270,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	4,550,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	5,820,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	7,070,000 円

を

」

「

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満のもの	1,450,000 円
--	-------------

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満のもの	1,720,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満のもの	1,920,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満のもの	2,360,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満のもの	2,740,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満のもの	5,640,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの	7,240,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所で危険物の貯蔵最大数量が 400,000 キロリットル以上のもの	8,790,000 円

に

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和5年度足利市一般会計補正予算（第10号）について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和5年度足利市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度足利市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,636,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 国庫支出金		12,191,971	113,584	12,305,555
	10 国庫負担金	7,019,749	107,251	7,127,000
	15 国庫補助金	5,131,084	6,333	5,137,417
55 県支出金		4,319,288	81,310	4,400,598
	10 県負担金	2,893,028	49,679	2,942,707
	15 県補助金	1,174,164	31,631	1,205,795
75 繰越金		923,625	117,106	1,040,731
	10 繰越金	923,625	117,106	1,040,731
歳入合計		60,324,000	312,000	60,636,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
20 民生費		25,248,761	312,000	25,560,761

	10 社会福祉費	8,803,944	113,000	8,916,944
	15 児童福祉費	9,033,017	199,000	9,232,017
歳出合計		60,324,000	312,000	60,636,000

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

追加

款	項	事業名	金額
15 総務費	20 戸籍住民基本台帳費	戸籍・附票システム改修費	13,205
		住基ネット・住基システム改修費	5,280
		コンビニエンスストア住民票等 交付事業費	715
25 衛生費	10 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保事業費	4,000
		新型コロナウイルス対策予防接 種費	7,000
		斎場再整備事業費	440,673
	15 清掃費	ごみ処理施設等建設事業費	17,200
40 商工費	10 商工費	次期産業団地調査費	29,500
45 土木費	10 土木管理費	地籍調査事業費	3,000
		住宅耐震建替補助金	1,000
		通学路沿道ブロック塀等安全対策 補助金	246
	15 道路橋りょう費	急傾斜地崩壊対策事業費等負担金	23,858
		五十部町4号線道路改良事業費	32,245

		江川利保通り道路改良事業費	102,200
		単独道路改良事業費	150,127
		通学路安全対策事業費	20,951
		冠水対策事業費	8,735
		(仮称)足利スマートIC関連事業費	28,960
		橋りょう整備事業費	25,300
	20 河川費	一般排水路工事費	108,066
	25 都市計画費	都市景観形成事業費	4,000
		都市計画マスタープラン作成(改定)事業費	3,800
		中橋整備関連まちづくり事業費	20,250
		公募設置管理制度(Park-PFI)活用事業費	69,000
50 消防費	10 消防費	消防自動車等整備事業費	199,914
55 教育費	25 社会教育費	藤本観音山古墳保存整備事業費	51,811
		市民プラザ改修事業費	66,800
		史跡足利学校跡第2次保存整備事業費	6,922

足利市公平委員会設置条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早 川 尚 秀

足利市公平委員会設置条例の一部を改正する条例

足利市公平委員会設置条例（昭和26年足利市条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「第2項」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

足利市固定資産評価審査委員会条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

足利市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年足利市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「もつて」を「もって」に改め、同条第3項中「よつて」を「よって」に改める。

第4条第3項中「第4条第3項」を「第3条第1項」に改める。

第7条第3項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第8条第2項中「つど」を「都度」に改め、同条第6項中「先立つて」を「先立って」に改め、同条第8項中「行つた」を「行った」に、「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第9条第2項中「行つた」を「行った」に、「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第10条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第11条第2項中「もつて」を「もって」に改める。

第13条中「よつて」を「よって」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

足利市介護保険条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

足利市介護保険条例の一部を改正する条例

足利市介護保険条例（平成12年足利市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1号中「29,900円」を「31,900円」に改め、同条第2号中「43,200円」を「48,000円」に改め、同条第3号中「49,900円」を「48,400円」に改め、同条第4号中「54,600円」を「57,900円」に改め、同条第5号中「66,600円」を「70,200円」に改め、同条第6号中「74,500円」を「78,900円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第7号中「79,900円」を「84,900円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第8号中「86,500円」を「92,100円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第9号中「99,900円」を「106,100円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第10号中「106,500円」を「116,500円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第11号中「116,500円」を「127,700円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上5,000,000円未満」を「4,200,000円以上5,200,000円未満」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第14号中「173,100円」を「189,500円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号中「166,500円」を「182,500円」に改め、同号ア中「7,000,000円」を「7,200,000円」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「139,800円」を「153,000円」に改め、同号ア中「5,000,000円以上7,000,000円未満」を「5,200,000円以上6,200,000円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第14号イ」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 157,200 円

ア 合計所得金額が 6,200,000 円以上 7,200,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

附則に次の 1 条を加える。

（令和 6 年度から令和 8 年度までにおける保険料率の特例）

第 17 条 令和 6 年度から令和 8 年度までにおける法第 124 条の 2 第 1 項に規定する保険料の減額賦課に係る保険料率は、第 4 条第 1 号から第 3 号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 令第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 20,000 円

(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 34,000 円

(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 48,000 円

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市介護保険条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の介護保険料について適用し、令和 5 年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年足利市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中第11号を削り、同項第12号を第11号とし、同条第6項中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第8条中「同一敷地内にある」を削る。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第35条第1項中「重要事項」の次に「以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項中「第6号及び第7号」を「第7号及び第8号」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条中「同一敷地内の」を削る。

第52条中「夜間対応型訪問介護従業者の行う」を削り、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第59条第2項中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条中「第35条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第60条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9第1号中「妥当適切」を「適切」に改め、同条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者

の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第60条の19第2項中「第4号から第6号」を「第5号から第7号」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「前条第2項に規定する」を「前条第2項の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第39条第2項に規定する」を「第39条第2項の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第29条に規定する」を「第29条の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第21条第2項に規定する」を「第21条第2項の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20中「第35条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第60条の20の3中「第35条第1項並びに」を「第35条第1項及び第3項並びに」、「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第60条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第60条の37第2項中「第5号から第7号」を「第6号から第8号」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「第60条の18第2項に規定する」を「第60条の18第2項の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第39条第2項に規定する」を「第39条第2項の規定による」

に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第29条に規定する」を「第29条の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「第21条第2項に規定する」を「第21条第2項の規定による」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の38中「第35条第1項並びに」を「第35条第1項及び第3項並びに」に改める。

第63条中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第67条中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第72条第1項中「及び次条」を削り、「認知症対応型通所介護」を「機能訓練等」に、「定めた」を「記載した」に改める。

第80条第2項中「第4号から第6号」を「第5号から第7号」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「第60条の18第2項に規定する」を「第60条の18第2項の規定による」に、「その際に」を「事故に際して」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、

第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第81条中「第35条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律
第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるもの
に限る。）」を削る。

第84条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第
6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれ
かが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定
期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型
訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又
は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、
これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定す
る介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支
援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身
体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号と
し、第7号を第8号とし、同条第6号中「記録しなければ」を「記録する」に改
め、同号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るた
め、次に掲げる措置を講じること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置
等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催する
とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
こと。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 107 条の次に次の 1 条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第 107 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第 109 条中「第 3 5 条第 1 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

第 112 条第 1 項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 122 条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 126 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場

合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に改め、「第35条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第131条第7項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための

取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

エ 緊急時の体制整備

オ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

カ 地域密着型特定施設事業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、

協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改め、「第35条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第153条第8項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

第153条第8項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条中第16項を第17項とし、第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

- 14 指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

第154条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第167条の2第1項中「掲げる医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第5号中「第159条第5項に規定する」を「第159条第5項の規定による」に改め、同条第6号中「第39条第2項に規定する」を「第39条第2項の規定による」に改め、同条第7号中「第177条第3項に規定する」を「第177条第3項の規定による」に改める。

第174条の見出し中「病院」を「医療機関」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号のいずれにも該当する協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関により定めることができる。

第174条第1項に次の3号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第174条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関

の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第179条中「及び第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2」に改め、「第35条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第189条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第4項まで」の次に「、第107条の2」を、「第35条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第193条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第194条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条中「看護小規模多機能型居宅介護従業者の行う」を削り、同条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又は指定小規模多機能型居宅介護のサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同

条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までをそれぞれ1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第204条中「及び第107条」を「、第107条及び第107の2」に改め、「第35条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の足利市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、150条、179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、新条例第93条第7号及び第199条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じるよう努めること」とする。

3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第107条の

2（新条例第 129 条、150 条、179 条、第 191 条及び第 204 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」と、新条例第 174 条第 1 項（改正後の条例第 191 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは「定めておくよう努めなければ」とする。

足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例

足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年足利市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第11条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項中「第4号から第6号」を「第5号から第7号」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰

り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催しなければならない。

第66条中「第33条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

第73条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、同条第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めが

あった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第87条中「及び第62条」を「、第62及び第64条の2」に改め、「第33条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正

後の足利市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第3項（新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、新条例第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、新条例第64条の2（新条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

足利市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

足利市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年足利市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に、「が設置する」を「である」に、「できる」を「できるものとする」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「等について説明し、当該利用者の」を「等につき説明を行い、」に改め、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第1項」に、「場合は」を「場合には」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」を「規則」に改め、同条第4号中「委託を受ける」を「委託する」に改め、「次章の規定」の次に「（第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」

に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下第33条第2号の2及び第2号の3において同じ。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第33条第12号中「指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第15号。以下この条において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第2号」を「指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号」に、「指定介護予防サービス等基準条例」を「指定介護予防サービス等基準」に改め、同条第13号中「指定介護予防サービス等基準条例」を「指定介護予防サービス等基準」に改め、同条16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者」を「、利用者」に改め、同号ウ

を同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（アただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、「指定介護予防サービス等基準条例第 118 条第 1 項」を「指定介護予防サービス等基準第 117 条第 1 項」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回、当該利用者の居宅を訪問して面接することとし、当該利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して面接すること。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があつたときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第 33 条に次の 1 号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じること。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の足利市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第24条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

足利市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を
定める条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

足利市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年足利市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第8号を同条第9号とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「場合は」を「場合には」に、「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第5号とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地

域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明し、当該利用者」を「等につき説明を行い、」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

第16条第15号イを同号ウとし、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号アの次に次のように加える。

イ アに規定する面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合には、少なくとも2月に1回、当該

利用者の居宅を訪問して面接することとし、当該利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接すること。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第20号の2を次のように改める。

(20)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第16条第29号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に、「当該指定居宅介護支援の業務」を「当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務」に改める。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項中「第4号及び第5号」を「第5号及び第6号」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、この条例による改正後の足利市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年足利市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間」を「当分の間」に、「令和2年3月31日までに」を「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年足利市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

足利市印鑑条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市印鑑条例の一部を改正する条例

足利市印鑑条例（昭和55年足利市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「（平成14年法律第153号）」の次に「第3条第1項に規定する署名用電子証明書（以下この項において「署名用電子証明書」という。）若しくは」を、「個人番号カード又は」の次に「署名用電子証明書若しくは」を加え、「同法第2条第2項」を「同法第2条第1項に規定する電子署名又は同条第2項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 足利市手数料条例（平成12年足利市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「受けた者が」の次に「、同法第2条第2項に規定する電子利用者証明を行い」を加える。

足利市国民健康保険条例の改正について

次のとおり改正する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

足利市国民健康保険条例の一部を改正する条例

足利市国民健康保険条例（昭和34年足利市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（18歳以下の被保険者に係る保険税の減免の特例）

- 23 保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がある場合は、当該納税義務者について保険税を減免する。この場合において、当該減免に関する申請手続その他の事項については、第29条第2項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

令和5年度足利市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,325,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
50 繰入金		1,212,491	57,146	1,269,637
	15 基金繰入金	122,907	57,146	180,053
55 繰越金		1	7,854	7,855
	10 繰越金	1	7,854	7,855
歳入合計		14,260,000	65,000	14,325,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
40 諸支出金		21,070	65,000	86,070
	10 償還金及び還付加算金	21,069	65,000	86,069
歳出合計		14,260,000	65,000	14,325,000

足利市上下水道事業審議会条例の制定について

次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

足利市上下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 足利市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年足利市条例第46号）第1条に掲げる事業（次条において「公営企業」という。）の円滑な運営を図るため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、足利市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、管理者（地方公営企業法第8条第2項の規定により公営企業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 水道事業の経営及び事業計画に関する事項
- (2) 工業用水道事業の経営及び事業計画に関する事項
- (3) 下水道事業の経営及び事業計画に関する事項
- (4) その他管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、非常勤とする。

(委員の報酬等)

第6条 委員の受ける給与は、報酬及び費用弁償とする。

2 委員に支給する報酬の額については、日額8,000円とする。

3 前項の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

4 委員の費用弁償は、旅費及び通勤に要する費用とする。

5 旅費の額及びその支給方法は、特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第14号）及び足利市職員等の旅費に関する条例（昭和25年足利市条例第34号。以下この条において「旅費条例」という。）の例による。

6 市外に居住する委員がその居住する場所から通勤するため、交通機関を利用し、又は自動車等（足利市職員の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第13号）第10条第1項第2号に規定する自動車等をいう。以下この項において同じ。）を使用したときは、当該交通機関の運賃等に相当する額（自動車等を使用した場合にあつては、当該委員が交通機関を利用したとしたならば、通常負担することとなる当該交通機関の運賃等に相当する額）を通勤に要する費用として支給する。この場合において、当該運賃等に相当する額は、旅費条例で定める旅費の計算の例により算出する。

7 前項の規定にかかわらず、同項に規定する委員が、通勤のため公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊に要する費用を負担したときは、同項に規定する額に当該費用を加算した額を通勤に要する費用として支給する。この場合において、当該宿泊に要する費用の額は、旅費条例で定める宿泊料の計算の例により算出するものとする。

8 通勤に要する費用の支給方法は、旅費条例で定める旅費の支給方法の例による。

(会長)

第7条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び職務代理者が不在のときは、管理者が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第9条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、管理者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 審議会の会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、上下水道部企業経営課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の設置及び組織に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

- 2 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

足利市水道事業給水条例の改正について

次のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

足利市水道事業給水条例の一部を改正する条例

足利市水道事業給水条例（平成9年足利市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第34条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

足利市金券基金条例の廃止について

次のとおり廃止する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市金券基金条例を廃止する条例

足利市金券基金条例（平成24年足利市条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計
補正予算（第1号）について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計
補正予算（第1号）

令和5年度足利市の（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

（単位千円）

款	項	事業名	金額
10 産業団地開発事業費	10 産業団地開発事業費	産業団地開発事業費	405,047

市道路線の認定、廃止及び変更について

次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

区分	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
認定	01645	家富町 28号線	家富町 2226-1	通二丁目 2637-1	540.00	10.70~14.90
	01646	通2丁目 18号線	通二丁目 8-4	通二丁目 8-3(左)	50.00	4.00
	01647	通2丁目 19号線	通二丁目 9-1(右)	通二丁目 9-2	50.00	4.00
	01648	新山町 23号線	新山町 10-8	新山町 10-6	51.30	14.20
	01649	通2丁目 20号線	通二丁目 10-12	通二丁目 15-16	50.00	0.00
	02802	大沼田町 144号線	大沼田町 946-2	大沼田町 952-1	116.85	2.90~3.10
	12647	西新井町 52号線	西新井町 3214-7	西新井町 3204-51	128.02	6.00~10.00
	12648	西新井町 53号線	西新井町 3204-51	西新井町 3204-52	21.66	6.00
廃止	00241	葉鹿橋熊野 通り	葉鹿町 2354-1	葉鹿町 1277-1	1613.35	0.00
	01578	通2丁目 15号線	通二丁目 11-5	通二丁目 11-5	42.71	3.00
	15187	県町 39号線	県町 15	県町 20	109.83	2.60~3.17
	15188	県町 40号線	県町 42	県町 32-1	164.45	1.00~3.50
	15194	県町 46号線	県町 69-1	県町 24-1	650.65	2.37~3.92
	15195	県町 47号線	県町 70-1	県町 25-1	653.75	2.60~6.05
	15196	県町 48号線	県町 91-2	下渋垂町 1053-1	648.36	2.05~3.58
変更	02520	大沼田町 10号線	大沼田町 55	大沼田町 939-3	282.35	1.30~3.80
	10294	小俣町 267号線	小俣町 1776-1	小俣町 1777-1	180.84	2.10~12.65

12525	西新井町 3 5 号線	西新井町 3204-19	西新井町 3214-10	41.65	6.00~10.35
13002	百頭町 2 号線	百頭町(右)1	百頭町 26	144.15	2.70
14005	下渋垂町 5 号線	下渋垂町 764-1	下渋垂町 1002	760.52	2.24~5.00
14007	下渋垂町 7 号線	下渋垂町 768-1	下渋垂町 1007	750.88	2.30~5.90

令和6年度足利市一般会計予算について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和6年度足利市一般会計予算

令和6年度足利市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,200,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用（報酬及び旅費は会計年度任用職員に限る。）

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳入

款	項	金額
10 市 税		18,590,941
	10 市 民 税	7,749,200
	15 固 定 資 産 税	8,067,227
	20 軽 自 動 車 税	488,814
	27 市 た ば こ 税	998,997
	60 都 市 計 画 税	1,286,703
12 地 方 譲 与 税		464,438
	9 地 方 揮 発 油 譲 与 税	100,000
	10 自 動 車 重 量 譲 与 税	334,000
	16 森 林 環 境 譲 与 税	30,438
13 利 子 割 交 付 金		3,500
	10 利 子 割 交 付 金	3,500
14 配 当 割 交 付 金		80,000
	10 配 当 割 交 付 金	80,000
16 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000
	10 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000
17 法 人 事 業 税 交 付 金		270,000
	10 法 人 事 業 税 交 付 金	270,000
18 地 方 消 費 税 交 付 金		3,700,000
	10 地 方 消 費 税 交 付 金	3,700,000
20 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		58,000
	10 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	58,000

26 環境性能割交付金		38,000
	10 環境性能割交付金	38,000
27 地方特例交付金		749,000
	10 地方特例交付金	710,000
	15 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	39,000
30 地方交付税		6,750,000
	10 地方交付税	6,750,000
35 交通安全対策特別交付金		13,000
	10 交通安全対策特別交付金	13,000
40 分担金及び負担金		104,277
	10 負担金	104,277
45 使用料及び手数料		1,312,671
	10 使用料	722,966
	15 手数料	589,705
50 国庫支出金		8,266,183
	10 国庫負担金	6,969,326
	15 国庫補助金	1,256,707
	20 委託金	40,150
55 県支出金		4,516,363
	10 県負担金	3,055,571
	15 県補助金	1,191,436
	20 委託金	269,356
60 財産収入		169,292
	10 財産運用収入	54,687
	15 財産売却収入	114,605

65 寄 附 金		304,649
	10 寄 附 金	304,649
70 繰 入 金		2,086,270
	10 基 金 繰 入 金	2,086,270
75 繰 越 金		300,000
	10 繰 越 金	300,000
80 諸 収 入		3,118,416
	10 延滞金加算金及び過料	24,841
	15 市 預 金 利 子	1
	20 貸付金元利収入	2,659,198
	30 雑 入	434,376
85 市 債		3,205,000
	10 市 債	3,205,000
歳 入 合 計		54,200,000

歳 出

款	項	金 額
10 議 会 費		360,139
	10 議 会 費	360,139
15 総 務 費		4,200,784
	10 総 務 管 理 費	3,006,534
	15 徴 税 費	618,831
	20 戸籍住民基本台帳費	424,459
	25 選 挙 費	76,557
	30 統 計 調 査 費	42,886
	35 監 査 委 員 費	31,517

20 民 生 費		22,406,044
	10 社 会 福 祉 費	5,482,879
	15 児 童 福 祉 費	9,407,098
	20 老 人 福 祉 費	5,042,991
	25 生 活 保 護 費	2,472,666
	30 災 害 救 助 費	410
25 衛 生 費		5,625,465
	10 保 健 衛 生 費	2,942,582
	15 清 掃 費	2,682,883
30 勞 働 費		25,003
	10 勞 働 諸 費	25,003
35 農 林 水 産 業 費		631,266
	10 農 業 費	456,759
	15 林 業 費	174,507
40 商 工 費		3,391,317
	10 商 工 費	3,391,317
45 土 木 費		6,566,365
	10 土 木 管 理 費	158,136
	15 道 路 橋 り よ う 費	1,529,206
	20 河 川 費	222,104
	25 都 市 計 画 費	4,282,302
	30 住 宅 費	374,617
50 消 防 費		1,721,999
	10 消 防 費	1,721,999
55 教 育 費		4,857,667

	10 教育総務費	788,907
	15 小学校費	809,431
	20 中学校費	472,740
	25 社会教育費	1,628,993
	30 保健体育費	1,157,596
60 災害復旧費		8
	10 厚生労働施設災害復旧費	1
	15 農林水産業施設災害復旧費	3
	20 公共土木施設災害復旧費	2
	25 文教施設災害復旧費	1
	30 公共公用施設災害復旧費	1
65 公債費		4,313,942
	10 公債費	4,313,942
70 諸支出金		1
	10 普通財産取得費	1
75 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
歳出合計		54,200,000

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限度額
公用車購入等事業	令和6年度から 令和7年度まで	12,000
固定資産税路線価修正業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	31,100

がん検診等受診券一括送付業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	2,854
ごみ焼却灰等運搬業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	47,185

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
				期間 (内据置期間)	方法
総務管理 事業費	108,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合は、 当該見直 し後の利 率)	20年以内 (5年以内)	年賦又は半年 賦償還とする。 ただし、償還期 日は借入先と協 定するものとし る。 市財政の都合 により繰上償還 のために償還年 限を短縮し、 又は低利債に借 換えすることが できる。
保健衛生 事業費	1,029,400			30年以内 (5年以内)	
清掃事業費	363,900			30年以内 (5年以内)	
農業事業費	17,600			15年以内 (3年以内)	
道路橋りょう 事業費	579,000			20年以内 (5年以内)	
河川事業費	160,800			20年以内 (5年以内)	
都市計画 事業費	565,600			20年以内 (5年以内)	
住宅事業費	75,300			20年以内 (5年以内)	
消防事業費	64,100			20年以内 (5年以内)	
小学校 事業費	10,100			10年以内 (3年以内)	
社会教育 事業費	15,900			25年以内 (3年以内)	

保健体育 事業費	64,400		25年以内 (3年以内)
臨時財政 対策	150,000		20年以内 (3年以内)
計	3,205,000		

令和6年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和6年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

令和6年度足利市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,191,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

（単位千円）

歳 入

款	項	金 額
10 介 護 保 険 料		2,860,921
	10 介 護 保 険 料	2,860,921
15 使用料及び手数料		227
	10 手 数 料	227
20 国 庫 支 出 金		3,285,843
	10 国 庫 負 担 金	2,359,571
	15 国 庫 補 助 金	926,272
25 支 払 基 金 交 付 金		3,637,569
	10 支 払 基 金 交 付 金	3,637,569
30 県 支 出 金		1,943,527
	10 県 負 担 金	1,828,575
	15 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	20 県 補 助 金	114,951
35 財 産 収 入		260

	10 財産運用収入	259
	15 財産売却収入	1
40 繰入金		2,462,595
	10 他会計繰入金	2,255,201
	15 基金繰入金	207,394
45 繰越金		1
	10 繰越金	1
50 諸収入		57
	10 延滞金加算金及び過料	1
	15 預金利子	1
	20 雑収入	55
歳入合計		14,191,000

歳出

款	項	金額
10 総務費		381,007
	10 総務管理費	312,999
	15 徴収費	11,908
	20 介護認定審査会費	14,210
	25 認定調査費	41,057
	30 趣旨普及費	833
15 保険給付費		12,917,797
	10 介護サービス等諸費	12,245,700
	15 高額サービス費	317,000
	20 市町村特別給付費	29,597

	25 特定入所者介護サービス等費	325,500
25 保健福祉事業費		43,701
	10 保健福祉事業費	43,701
27 地域支援事業費		802,701
	12 介護予防・生活支援サービス事業費	574,583
	14 一般介護予防事業費	11,393
	15 包括的支援事業・任意事業費	216,725
30 基金積立金		7,776
	10 基金積立金	7,776
35 諸支出金		8,018
	10 償還金及び還付加算金	8,018
40 予備費		30,000
	10 予備費	30,000
歳出合計		14,191,000

令和6年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和6年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

令和6年度足利市の国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,035,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

（単位千円）

歳入

款	項	金額
10 国民健康保険税		2,264,578
	10 国民健康保険税	2,264,578
15 一部負担金		4
	10 一部負担金	4
20 使用料及び手数料		1,081
	10 手数料	1,081
25 国庫支出金		1
	15 国庫補助金	1
35 県支出金		10,401,535
	5 県負担金	10,111,560

	10 県 補 助 金	289,975
45 財 産 収 入		613
	10 財 産 運 用 収 入	612
	15 財 産 売 払 収 入	1
50 繰 入 金		1,338,180
	10 他 会 計 繰 入 金	996,150
	15 基 金 繰 入 金	342,030
55 繰 越 金		1
	10 繰 越 金	1
60 諸 収 入		29,007
	10 延滞金加算金及び過料	16,000
	20 雑 入	13,007
歳 入 合 計		14,035,000

歳 出

款	項	金 額
10 総 務 費		275,586
	10 総 務 管 理 費	258,711
	15 徴 税 費	16,065
	20 運 営 協 議 会 費	810
15 保 険 給 付 費		10,134,149
	10 療 養 諸 費	8,772,480
	15 高 額 療 養 費	1,305,050
	17 移 送 費	101
	20 出 産 育 児 諸 費	42,518

	25 葬 祭 諸 費	13,500
	30 傷 病 手 当 諸 費	500
25 共 同 事 業 抛 出 金		250
	10 共 同 事 業 抛 出 金	250
26 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		3,430,952
	10 医 療 給 付 費 分	2,141,758
	15 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	958,341
	20 介 護 納 付 金 分	330,853
30 保 健 事 業 費		122,381
	5 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	97,859
	10 保 健 事 業 費	24,522
35 基 金 積 立 金		612
	10 基 金 積 立 金	612
40 諸 支 出 金		21,070
	10 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	21,069
	15 延 滞 金	1
45 予 備 費		50,000
	10 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		14,035,000

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限度額
特定健康診査等受診券一括送付業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	2,126
特定健診受診率向上対策事業	令和6年度から 令和7年度まで	6,656

令和6年度足利市後期高齢者医療特別会計予算について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和6年度足利市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度足利市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,542,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入

款	項	金 額
10 後期高齢者医療保険料		1,869,525
	10 後期高齢者医療保険料	1,869,525
15 使用料及び手数料		167
	10 手 数 料	167
25 繰 入 金		666,370
	10 他 会 計 繰 入 金	666,370
30 繰 越 金		1
	10 繰 越 金	1
35 諸 収 入		5,937
	10 延滞金加算金及び過料	1
	15 償還金及び還付加算金	5,934
	20 預 金 利 子	1
	30 雑 入	1
歳 入 合 計		2,542,000

歳 出

款	項	金 額
10 総 務 費		99,411
	10 総 務 管 理 費	91,674
	15 徴 収 費	7,737
15 広 域 連 合 納 付 金		2,434,655
	10 広 域 連 合 納 付 金	2,434,655
20 諸 支 出 金		5,934
	10 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,934
25 予 備 費		2,000
	10 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		2,542,000

令和6年度足利市太陽光発電事業特別会計予算について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和6年度足利市太陽光発電事業特別会計予算

令和6年度足利市の太陽光発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入

款	項	金 額
10 売 電 収 入		50,936
	10 売 電 収 入	50,936
13 財 産 収 入		6
	10 財 産 運 用 収 入	6
15 繰 入 金		3,667
	20 基 金 繰 入 金	3,667
17 繰 越 金		11,690
	10 繰 越 金	11,690
20 諸 収 入		1
	10 雑 入	1
歳 入 合 計		66,300

歳 出

款	項	金 額
10 管 理 費		65,312

	10 一 般 管 理 費	16,437
	15 施 設 管 理 費	48,875
20 予 備 費		988
	10 予 備 費	988
歲 出 合 計		66,300

令和6年度足利市あがた駅北産業団地開発事業特別会計予算に
ついて

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和6年度足利市あがた駅北産業団地開発事業特別会計予算

令和6年度足利市のあがた駅北産業団地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ785,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳入

款	項	金額
10 財産収入		19
	10 財産運用収入	19
20 繰入金		125,742
	10 他会計繰入金	125,742
30 繰越金		1
	10 繰越金	1
40 諸収入		238
	10 雑収入	238
50 市債		659,000
	10 市債	659,000
歳入合計		785,000

歳 出

款	項	金 額
10 産業団地開発事業費		660,456
	10 産業団地開発事業費	660,456
30 公 債 費		123,544
	10 公 債 費	123,544
40 予 備 費		1,000
	10 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		785,000

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
				期 間 (内据置期間)	方 法
産 業 団 地 開 発 事 業 費	659,000	普通貸借 又 は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合は、 当該見直 し後の利 率)	20年以内 (5年以内)	年賦又は半年 賦償還とする。 ただし、償還期 日は借入先と協 定するものとす る。 市財政の都合 により繰上償還 のために償還年 限を短縮し、又 は低利債に借換 えすることがで きる。

令和 6 年度足利市水道事業会計予算について

次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

令和6年度足利市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度足利市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	65,940戸
(2) 年間総配水量	23,228,000立方メートル
(3) 一日平均配水量	63,638立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
施設改良費	489,536千円
営業設備費	25,897千円
配水管整備費	706,738千円
施設整備費	503,589千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	2,427,700千円	
第1項 営業収益	1,962,570千円	
第2項 営業外収益	458,465千円	
第3項 特別利益	6,665千円	
	支	出
第1款 水道事業費	2,572,400千円	
第1項 営業費用	2,455,330千円	
第2項 営業外費用	92,069千円	
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費	25,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,676,300千円は、当年度分消費税資本的収支調整額107,415千円、当年度分損益勘定留保資金1,006,469千円及び建設改良積立金562,416千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	497,300千円
第1項 国 庫 補 助 金	1千円
第2項 企 業 債	289,100千円
第3項 他 会 計 出 資 金	4,822千円
第4項 他 会 計 補 助 金	642千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	5千円
第6項 工 事 負 担 金	202,730千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	2,173,600千円
第1項 建 設 改 良 費	1,725,760千円
第2項 企 業 債 償 還 金	407,840千円
第3項 予 備 費	40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和6年度足利市上下水道事業 包括業務委託	令和6年度から 令和11年度まで	千円 759,483
令和6年度足利市浄水場等 運転管理業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	475,838

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設改良事業	千円 177,800	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
施設整備事業	111,300	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 309,583千円 |
| (2) 交際費 | 10千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
270,779千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

令和 6 年度足利市工業用水道事業会計予算について

次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

令和6年度足利市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度足利市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	11 (事業所)
(2) 年間総配水量	8,251,920立方メートル
(3) 一日平均配水量	22,608立方メートル
(4) 主要な建設改良事業 施設改良費	34,079千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		165,600千円
第1項 営業収益		154,310千円
第2項 営業外収益		10,874千円
第3項 特別利益		416千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費		165,000千円
第1項 営業費用		147,917千円
第2項 営業外費用		7,082千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,000千円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,754千円、過年度分損益勘定留保資金52,246千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資 本 的 収 入		100千円
第1項 国庫補助金		1千円
第2項 固定資産売却代金		98千円
第3項 工事負担金		1千円
	支	出
第1款 資 本 的 支 出		54,100千円
第1項 建設改良費		34,100千円
第2項 予備費		20,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

16,889千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,126千円である。

令和6年度足利市下水道事業会計予算について

次のとおり定める。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和6年度足利市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度足利市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	43,739戸
(2) 年間総有収水量	10,769,158立方メートル
(3) 一日平均処理水量	29,505立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
管 渠 整 備 費	787,661千円
処 理 場 整 備 費	219,258千円
営 業 設 備 費	2,975千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,846,900千円
第1項 営業収益		1,942,795千円
第2項 営業外収益		1,902,919千円
第3項 特別利益		1,186千円
	支	出
第1款 下水道事業費		3,843,500千円
第1項 営業費用		3,433,741千円
第2項 営業外費用		384,758千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予 備 費		25,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,496,400千円は、当年度分消費税資本的収支調整額51,766千円、過年度分損益勘定留保資金601,991千円、当年度分損益勘定留保資金842,643千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	2,781,100千円
第1項 国 庫 補 助 金	68,600千円
第2項 企 業 債	1,646,100千円
第3項 他 会 計 出 資 金	623,000千円
第4項 他 会 計 負 担 金	417,882千円
第5項 工 事 負 担 金	24,210千円
第6項 受 益 者 負 担 金 ・ 分 担 金	1,307千円
第7項 固 定 資 産 売 却 代 金	1千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	4,277,500千円
第1項 建 設 改 良 費	1,009,894千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,257,606千円
第3項 予 備 費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 水 道 業 事 業	千円 1,646,100	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 206,982千円

(他会計からの補助金等)

第9条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、1,697,000千円である。

市長専決処分事項報告について

次のとおり専決処分したので報告する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

記

番号	専決処分の内容
1	<p>(1) 専決処分の種類 市が当事者である物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定</p> <p>(2) 当事者 ア 足利市大月町在住 男性（以下この項において「甲」という。）</p> <p>(3) 事故発生状況 令和3年11月7日に足利市通二丁目6番地19地先（市道通3丁目鶴木通り路上）において、歩道乗入れ部の平板ブロックが、甲が運転する車両のフロントバンパー下部に接触し、破損したものである。</p> <p>(4) 主な和解内容 ア 市は、甲に対し、車両修理代として、205,156円を支払うこと。 イ 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、アに定める以外の請求はしないこと。</p> <p>(5) 和解年月日 令和6年1月30日</p> <p>(6) 損害賠償額 205,156円</p>
2	<p>(1) 専決処分の種類 市が当事者である物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定</p> <p>(2) 当事者 ア 足利市永楽町在住 女性（以下この項において「甲」という。）</p> <p>(3) 事故発生状況</p>

令和5年10月11日に足利市伊勢町三丁目3番地7地先（市道伊勢町3丁目6号線路上）において、歩道乗入れ部のインターロッキングブロックが、甲が運転する車両のフロントバンパー下部に接触し、破損したものである。

(4) 主な和解内容

ア 市は、甲に対し、車両修理代として、805,878円を支払うこと。

イ 市は、甲に対し、代車使用料として、480,000円を支払うこと。

ウ 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、ア及びイに定める以外の請求はしないこと。

(5) 和解年月日

令和5年12月19日

(6) 損害賠償額

1,285,878円

令和6年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和6年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団の経営
状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和 6 年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する
書類について

別冊のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 2 7 日提出

足利市長 早 川 尚 秀

令和6年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営
状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和6年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀